

## 要件緩和の 所得拡大促進税制

### 税務・財務に関する情報をお届けいたします

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、  
より豊かな人生が送れるものと確信しています。

私どもは、情報を、どう使いこなすか？につきまして、  
何らかのお役に立てればと願っております。

情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいのか！  
お考えいただき、お分かりにくい点につきまして、弊社の担当者が  
お伺いしたときに、一緒に検討させていただきたく存じます。

税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、  
少しでも貢献できればと願います。

友弘正人



株式会社トータル財務プラン  
友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<http://www.topp.ecnet.jp>

e-mail [topp@hi-ho.ne.jp](mailto:topp@hi-ho.ne.jp)

# 要件緩和の 所得拡大促進税制

## 1 はじめに

所得拡大税制は平成25年度の税制改正で創設されました。国内雇用者に対する給与等の支給額を増やすなどの要件を満たした場合に、税額控除を認める制度です。

平成25年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度に適用されることになっていました。(以下「旧制度」といいます。)

ところが、平成26年度改正で要件が緩和されるとともに、適用期間が延長されることになりました。(以下「新制度」といいます。)

今回は改正後の所得拡大税制と3月決算法人に配慮した救済措置についてご説明致します。

## 2 所得拡大促進税制とは

### I. 旧制度

国内雇用者に対する**給与等支給額**が、次の3要件を満たした場合に、給与等支給増加額<sup>\*</sup>の10%相当額の法人税額の特別控除額を認める制度です。

$$* \text{給与等支給増加額} = \text{適用年度の給与等支給額} - \text{基準年度の給与等支給額}$$

(注1) 給与等支給額は、法人の使用人(役員の特典関係者を除きます)に対して支払った給与等をいい、役員給与は含みません

(注2) ただし控除上限額は 法人税額の10%(中小企業者等は20%)

#### 要件

- ① 適用年度の**給与等支給額** - 基準年度の**給与等支給額**  
≥ 基準年度の**給与等支給額** × 5%
- ② 適用年度の**給与等支給額** ≥ 前年度の**給与等支給額**
- ③ 適用年度の**平均給与等支給額** ≥ 前年度の**平均給与等支給額**

#### 基準年度

平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日の前日を含む事業年度をいいます。つまり3月決算の会社であれば平成25年3月期、4月決算の会社であれば平成25年4月期が基準年度になります。

### II. 新制度

旧制度の要件を緩和して 適用し易くしたのが新制度です。

改正項目は次の3点です

- (1) 適用期間の延長
- (2) 旧制度の要件① **給与等支給額**の増加割合の緩和
- (3) // ③ **平均給与等支給額**に関する要件の緩和

## (1) 適用期間の延長

旧制度は平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日開始事業年度までの適用でしたが、新制度は平成 26 年 4 月 1 日以降終了する事業年度から平成 30 年 3 月 31 日までに開始する事業年度に適用されます。

## (2) 増加割合の緩和

旧制度の要件①の増加割合を段階的に増加することとされました。

	適用 1～2 年目	3 年目	4～5 年目
旧制度	5%以上	5%以上	—
新制度	2%以上	3%以上	5%以上

## (3) 平均給与等支給額の要件緩和

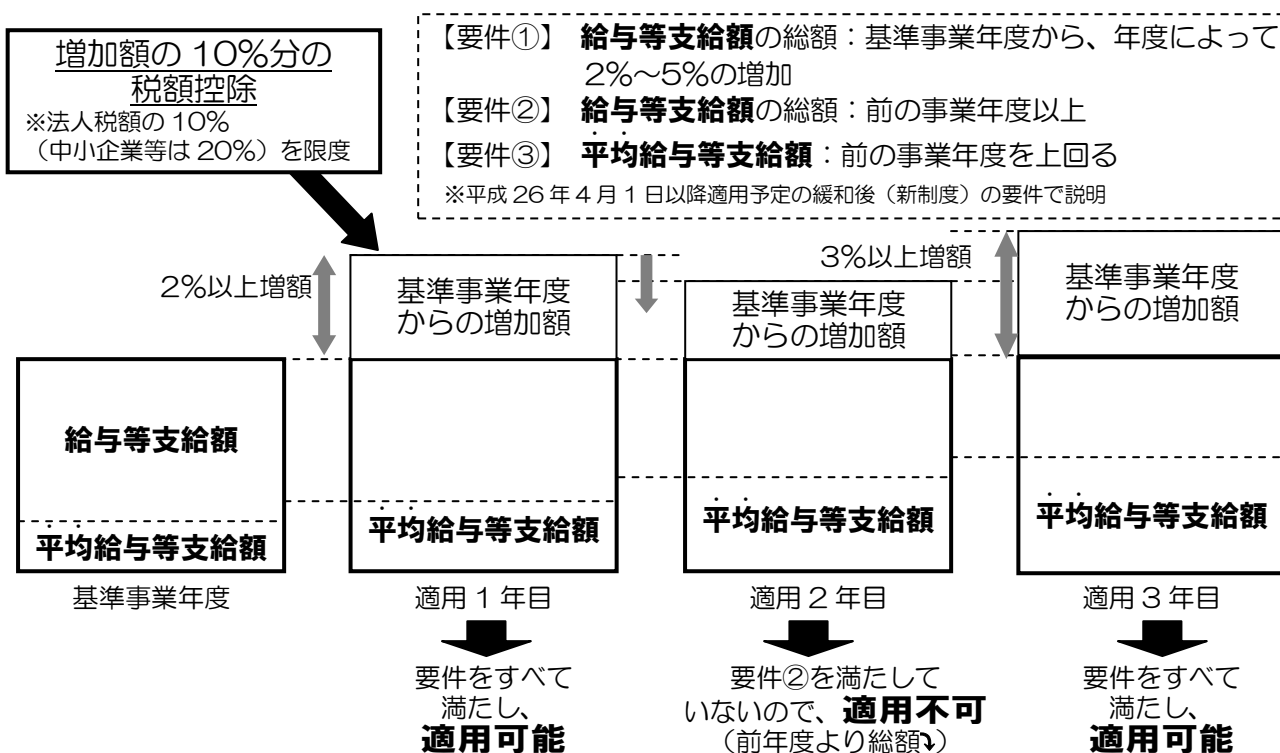
旧制度では、**平均給与等支給額**は「**給与等支給額**÷支給延べ人数」という単純計算でした。この計算では、その月に給与を支給されたすべての人数を合計していましたが、前期中に在職していた給与の高い社員が定年で退職し、給与の低い新入社員が当期首に入社した場合において単純計算で比較することは不合理です。

そこで新制度では、**平均給与等支給額**の計算の基礎となる給与を、継続雇用者（適用年度及び前年度に給与等の支給を受けた者）に対する給与等に見直しました。したがって、適用年度に新規で採用したものに対して支払った給与、前期退職者に支払った給与については、**平均給与等支給額**を比較するうえで計算には入れないこととなります。要件①②で使用する**給与等支給額**の対象となる者の範囲が異なることとなります。

改正項目の③は、計算方式以外の改正として、次の改正があります。

旧制度 **平均給与等支給額** ≥ 比較**平均給与等支給額**  
 新制度 **平均給与等支給額** > 比較**平均給与等支給額**

## Ⅲ. 所得拡大促進税制の新制度の概要



### 3 経過措置とは

2に述べたように適用要件が緩和されたのですが、平成26年3月決算の会社には要件の厳しい旧制度が適用され、新制度は平成26年4月決算の会社から適用されることとなり不公平が生じます。そこで新制度では特別措置（以下「経過措置」）が手当されています。

#### ① 適用対象会社

平成26年3月決算の会社のうち、平成26年3月期において①旧制度の要件はクリアしていない②新制度の要件はクリアしている、という2つの項目を満たしていること。合わせて③適用2年目となる平成26年4月1日開始事業年度において改正後の要件をすべて満たしている会社が対象です。

#### ② 制度の仕組み

上記①の適用対象会社に、平成26年3月期に新制度ができていれば認められたはずの特別控除額を、平成27年3月期において本来の特別控除額に上乗せして控除することを認める仕組みです。ただし、新制度の要件を満たし上乗せ控除を適用できる場合であっても、平成27年3月期に赤字になり控除できる税額がない場合には、26年及び27年3月期分は控除できません。

また、経過措置の適用にあたって「税額控除限度額」と「控除上限額」で算定方法が異なる点に留意が必要です。

**「税額控除限度額」** 25年度と26年度の控除額の合算

$$\left( \begin{array}{l} \text{平成27年3月期} \\ \text{の特別控除額} \end{array} \right) = \left( \begin{array}{l} \text{平成27年3月期} \\ \text{本来の特別控除額} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{l} \text{平成26年3月期に新制度} \\ \text{が適用されていれば認めら} \\ \text{れたはずの特別控除額} \end{array} \right)$$

**「控除上限額」** 26年度の法人税額をベースに算定

$$\text{平成26年度法人税額} \times 10\% \text{（中小企業者等は20\%）} \times \frac{\text{当期と前期の月数合計}}{\text{当期の月数}}$$

### 4 最後に

平成26年度改正（新制度）で期間が延長されたことにより、適用期間5年間について3要件のチェックが継続します。3要件のチェックが正しく容易に行えるような体制や仕組みを整え、当期の新規雇用者に支払った給与等支給額、前期退職者に支払った給与等支給額を正しく把握することも必要になります。

適用にあたってご不明な点がございましたら、事務所担当者にご相談ください。